

熊本市立野外教育施設運営協議会委員の委嘱について

熊本市立野外教育施設運営協議会の委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭二

区 分	氏 名	所属団体・役職等	任 期
学校関係	乙丸 孝嗣	熊本市小学校長会代表 (豊田小学校長)	平成 28 年 8 月 1 日～ 平成 29 年 5 月 31 日
学校関係	金森 勲	熊本市中学校長会代表 (北部中学校長)	平成 28 年 8 月 1 日～ 平成 29 年 5 月 31 日
社会教育団体	浦田 久美子	熊本市 PTA 協議会常任理事	平成 28 年 8 月 1 日～ 平成 29 年 5 月 31 日
関係機関	岡本 政秀	熊本森林管理署森林技術指導官	平成 28 年 8 月 1 日～ 平成 29 年 5 月 31 日

(提案理由)

熊本市立野外教育施設条例(昭和 50 年条例第 13 号)第 9 条の規定により、熊本市立野外教育施設運営協議会委員を委嘱する為、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和 27 年教委規則第 6 号)第 1 条第 12 号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立野外教育施設運営協議会(案)

区分	氏名	性別	所属団体・役職等	備考
学識経験者	中川 保敬	男	熊本大学教育学部教授	
学校関係者	乙丸 孝嗣	男	熊本市小学校長会代表 (豊田小学校長)	新任
同上	金森 勲	男	熊本市中学校長会代表 (北部中学校長)	新任
同上	川下 裕美子	女	熊本市養護教諭会中学校役員代表 (白川中学校養護教諭)	
社会教育団体	浦田 久美子	女	熊本市PTA協議会常任理事	新任
同上	池田 隆良	男	日本ボーイスカウト熊本市連絡協議会 ボーイスカウト熊本第16团团委員	
同上	森 ゆみ子	女	熊本市子ども会育成協議会理事	
同上	宮本 加代子	女	熊本市キャンプ協会理事	
関係機関	岡本 政秀	男	熊本森林管理署森林技術指導官	新任
同上	日田 勝也	男	阿蘇市教育委員会教育課長	

任期 平成27年6月1日から平成29年5月31日まで

(ただし、新任は平成28年8月1日から平成29年5月31日まで)

（設置）

第1条 本市は、恵まれた自然環境の中での集団生活を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的として、野外教育施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 野外教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市立金峰山少年自然の家	熊本市西区池上町字西平山
熊本市立あそ教育キャンプ場	熊本県阿蘇市南宮原字村上

（事業）

第3条 野外教育施設は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 少年の集団宿泊訓練に関すること。
- (2) 少年の野外観察その他自然に親しむ学習活動に関すること。
- (3) 少年の体育、レクリエーション及び野外活動に関すること。
- (4) 少年団体の育成及び指導に関すること。
- (5) その他野外教育施設の設置の目的を達成するために必要な事業

（使用者の範囲）

第4条 野外教育施設を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者及びその引率者
- (2) 本市内の小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者を主たる構成員とする団体及びその引率者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの。

（使用許可）

第5条 野外教育施設を使用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。

（使用の不許可）

第6条 委員会は、使用の目的、方法等が次の各号の一に該当すると認められる場合は、前条の許可をせず、既にした許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) 野外教育施設の設置目的に反するとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の許可の取消し又は使用の停止等によって使用者が損害を受けても、市は、その責を負わない。

（使用料）

第7条 野外教育施設の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第 8 条 使用者は、野外教育施設の施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復するか、又は委員会が認定する額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(運営協議会)

第 9 条 野外教育施設の運営を効果的に行うため、熊本市立野外教育施設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、10 人以内とし、委員会が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、野外教育施設の管理運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 50 年 8 月 14 日規則第 45 号で昭和 50 年 8 月 15 日から施行)

附 則 (昭和 51 年 3 月 26 日条例第 23 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 28 日条例第 16 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 9 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日条例第 27 号)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成 17 年 5 月 31 日までの間において、この条例による改正後の第 9 条第 1 項に規定する熊本市立野外教育施設運営協議会の委員となった者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成 17 年 3 月 24 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 12 月 19 日条例第 62 号) 抄

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。